

平成24年度「日中国交正常化周年事業、日本のコンテンツ輸出促進のための中国及びその他アジアにおけるビジネスカウンターパートとの交流促進及びビジネス有効性検証」に係る企画競争募集要領

平成24年7月11日
NPO法人 映像産業振興機構(VIPO)

NPO法人 映像産業振興機構(VIPO)では、平成24年度「日中国交正常化周年事業、日本のコンテンツ輸出促進のための中国及びその他アジアにおけるビジネスカウンターパートとの交流促進及びビジネス有効性検証」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的(概要)

我が国の映画、アニメ等を含むコンテンツ産業は、アジアを始めとする海外で高い人気を博し、更なる成長への可能性を有しており、更に、他産業である製造業やサービス業への経済波及効果をもたらし、雇用規模拡大に結び付く産業としても重要な位置を占めています。

本年は、日中国交正常化40周年の節目の年であり、日中両国において友好の機運が盛り上がっていることから、特に中国におけるコンテンツに関わる各種事業を重視し、日中双方のイベントを通じて、相互理解・友好関係促進を図り、これを契機に商業ベースでの交流促進に繋げることを目標としています。そこで、本事業においては、日中の国民レベルでの相互理解・友好関係促進はもとより、商業ベースでの交流促進に繋がるイベントを計画し、実施することとします。また、各種イベントを商業ベースでの交流促進に繋げるために、中国におけるマーケット、海外コンテンツに対する複雑なビジネススキーム等について把握する必要もあることから、これらに関する調査・研究を実施するとともに、中国の大手企業と日本企業との意見交換の機会の場合も設定することとします。さらに、これら中国での事業に関連して、アジア地域における類似事業の実施、ビジネス検証を行う。

2. 事業内容

映画、アニメ、音楽、出版、ゲーム等のコンテンツ毎に下記要領により商業ベースでの交流促進に資する事業を実施する。

【映画・アニメ】

- ・ 企業側の要望を踏まえ、中国において日本のアニメ映画、アニメ番組の上映、放送、配信等を企画立案すると共に、ビジネスの有効性検証を行う(作品選定、現地での上映の許諾作業等を含む)。
- ・ 中国において予定されている、日本のコンテンツ関連のイベントにおいて、イベントの効果を高めるべく他産業との連携、プロモーション活動、物販活動等を企画、実施、支援する。
- ・ 今後のビジネス展開の可能性が高いアジアの国において、日本のアニメ映画の上映等を行う

と共に、ビジネスの有効性検証を行う。

【音楽】

・アジア地域での音楽ライブ映像配信の実施及びビジネスの有効性検証を行う(権利者との交渉及び素材提供等の許諾作業、現地の上映会場の確保、集客などの実施業務を含む)。

【出版】

下記要領で日本の出版コンテンツ(e-bookを含む)輸出促進のための中国における調査及びビジネス交流を実施する。

- ・ 中国で実施される国際的出版イベントを活用し、日中ビジネス交流会(参加者は100名程度を想定)を実施する。交流会出席者の選出、招聘を含む交流会運営全般の業務の実施。
- ・ 交流会を開催するに当たり、予めヒアリング等により業界知見を基にした日本コンテンツの輸出促進の課題抽出、ビジネスモデルの提案、中国におけるビジネスカウンターパート候補リストを作成し、日本企業に配布、説明する。
- ・ 交流会終了後に本事業の事後検証及びビジネス有効性検証を行う。
- ・ 交流会における主催者・政府要人の出席調整、来賓挨拶等の手配、運営を行う。

【ゲーム】

下記要領で日本のゲーム輸出促進のための中国におけるビジネスカウンターパートとの交流促進及びビジネス有効性検証を行う。

- ・ 中国で実施されるゲームイベントを活用し日中ビジネス交流会(参加者は50名程度を想定)を実施する。
- ・ 交流会を開催するに当たり、予め成功例に見るビジネスモデルの提案、中国におけるビジネスカウンターパート候補リストを作成し、日本企業に配布する。
- ・ 交流会終了後、本事業の事後検証を行う。
- ・ 交流会における主催者・政府要人の出席調整、来賓挨拶等の手配、運営を行う。

【成果物】

- ・ 事業毎の報告書
- ・ 中国ビジネスカウンターパート候補一覧
- ・ ビジネスモデル一覧
- ・ ビジネス有効性検証まとめ
- ・ 交流会出席者リスト
- ・ 交流会実施レポート
- ・ 全体報告書

3. 事業実施期間

契約締結日～平成25年3月29日

4. 応募資格

応募資格: 次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

5. 契約の要件

(1)採択件数: 1件

(2)予算規模: 7,000万円(税込)を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額について経済産業省と調整した上で決定することとします。

6. 応募手続き

(1)募集期間

募集開始日:平成24年7月11日(水)

締切日:平成24年7月17日(火)17時必着

(2)応募書類

①以下の書類を<各5部>一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、平成24年度「日中国交正常化周年事業」申請書と記載してください。

・企画提案書／・想定予算書／・想定スケジュール表／・執行・運営体制図／・実務経歴書

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル8階

NPO法人 映像産業振興機構(VIPO)

平成24年度「日中国交正常化周年事業」担当宛

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 本事業を十分に遂行するための規模・能力があるか。
- ③ 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業の実施方法等について本事業成果を高めるための効果的な工夫が見られるか
- ⑥ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑧ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、正な積算が行われているか。
- ⑨ 日中国交正常化周年事業を実施するに当たり、映画・アニメ、音楽、出版、ゲーム関係団体等との連携が取れる実施体制となっているか。

8. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

<事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること>

経費項目	内容
I. 人件費	
人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業(会議、講演会、シンポジウム)を行うために必要な会場借料及び茶菓料(お茶代)等
謝金	事業を行うために必要な謝金(委員謝金等)
設備費	事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付けに必要な経費
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品(当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等(諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。))の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等)の外注に要する経費 ※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員(通訳、アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、翻訳費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費

Ⅲ. 一般管理費

一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費(当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの)について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。 (これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。)
-------	---

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル8階

NPO法人 映像産業振興機構(VIPO)

担当: 生天目、石川

FAX: 03-3543-7322

E-mail: namatame@vipo.or.jp ishikawa@vipo.or.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず【平成24年度「日中国交正常化周年事業」企画競争募集の件】としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上